

Housing Market News

2020 vol.4

3|19 ▶ 4|16

東京ガス株式会社
営業第二事業部<http://biz.tokyo-gas.co.jp>今月の
トピック解説

TOPIC

次世代住宅ポイントの申請8月末までに
新型コロナで

国土交通省は、新型コロナウイルスの影響により3月末までに住宅購入やリフォームの契約ができなかったケースでの次世代住宅ポイントの申請期限を8月末までに決めた。

次世代住宅ポイント制度は、昨年10月に10%へ引き上げられた消費増税による住宅需要の鈍化を抑える目的で導入された。一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能などを有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品などと交換可能なポイントを付与。新築は最大35万円相当、リフォームでは最大30万円相当のポイントがそれぞれ付与されるが、申請期限は今年3月末までで既に終了している。

ところが、新型コロナウイルスの影響で、トイレをはじめ多くの住宅部材が製造拠点の中国での生産停止などを受けて、納入が困難に。このため、「トイレやキッチンの納期の見通しが立たず、工期が決まらず、3月中に契約できなかった」（国交省）など、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られ、令和元年度末までに契約できなかったケースがあったという。この救済措置として、同省では、4月7日から8月31日までに契約を行った場合、ポイントの申請ができるようにした。申請には、やむを得ず令和元年度末までに契約できなかった理由の申告が必要となるが、特に事業者側からの証明などの必要はなく、同省は「契約できなかった状況を説明してもらえれば足りる」と話す。

ポイントは予算額に達したら、その時点で終了となる。

国交省によると、2月末までに発行されたポイントは新築住宅で254億、事業予算枠の24%程度。リフォームは44億ポイントで予算枠の16%にとどまる。

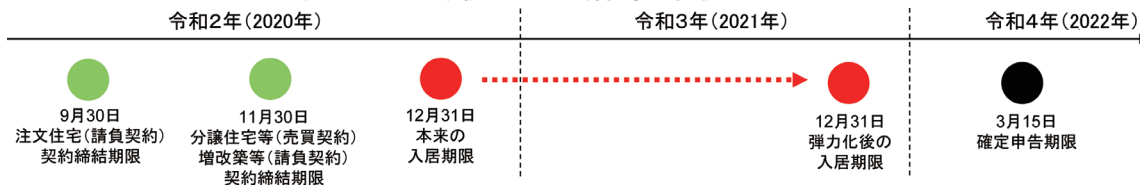
住宅ローン減税の特例要件弾力化し、
21年末に

また、もう1つ消費増税による住宅需要の鈍化を抑えるため特例措置として設けられた住宅ローン減税の「控除期間13年間」の適用要件も弾力化される。通常の住宅ローン減税期間10年に加えて3年間所得税などから控除されるという特例で、もともとの適用要件は2020年12月末までの入居が必要となっている。しかし、新型コロナウイルスの影響で、入居が間に合わないケースも想定されることから、国は関連税制法を改正し、21年12月末までの入居と要件を弾力化する。

この場合の要件として、新型コロナウイルスの影響で、入居が遅れたことに加えて、一定の期日までに契約が行われていることが必要となる。新築注文住宅では今年9月末、分譲住宅・既存住宅の取得、増改築などならば同11月末となる。

また、既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6ヵ月以内）も弾力化する。取得後に行った増改築工事などが新型コロナウイルスの影響で遅れ、入居が遅れた場合では、一定の要件を満たせば、入居期限が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となる。

住宅ローン減税の適用要件弾力化後のイメージ



NEWS

今月の主なニュース

3|19

4|16

- ▶旭化成ホームズ シャープ、日立と暮らしのサブスクリプションで連携 IoT活用の実証実験開始
- ▶三井ホーム 東京ガスと太陽光発電設備を無償提供サービス開始 新築購入・エネファーム導入者が対象
- ▶TOTO 洗面化粧台の納期が通常回復 トイレ商品、キッチン商品も条件付きで順次納期回復の目途
- ▶大建工業 収納情報サイトを開設 収納アイデアや片付け情報、収納術などを紹介
- ▶YKK AP 木質インテリア建材のデザイン・カラーを刷新
- ▶コスモスイニシア テレワークで創造的な働き方を実現「仕事とプライベートが融ける家